

不法投棄産業廃棄物の処理計画に関する住民意識

著者	矢澤 一樹, 村山 明, 岩村 満, 大津 正道, 熊谷 浩二, 岡村 隆成
著者別名	YAZAWA Kazuki, MURAYAMA Akira, IWAMURA Mitsuru, OHTSU Masamichi, KUMAGAI Koji, OKAMURA Takanari
雑誌名	八戸工業大学異分野融合科学研究所紀要
巻	5
ページ	7-10
URL	http://id.nii.ac.jp/1078/00002351/

不法投棄産業廃棄物の処理計画に関する住民意識

矢澤 一樹*・村山 明**・岩村 満***・大津 正道****
熊谷 浩二*****・岡村 隆成*****

A Local Residents' Attitude Survey Concerning Transaction Plan of Industrial Waste Disposed Illegally

Kazuki YAZAWA*, Akira MURAYAMA**, Mitsuru IWAMURA***, Masamichi OHTSU****,
Koji KUMAGAI***** and Takanari OKAMURA*****

Abstract

We carried out the attitude survey of residents to the transaction plan of the industrial waste disposed illegally. As the result of this survey we found that we must completely survey an environment with surrounding area and disclose information to habitants in order to advance the transaction scheme of industrial waste. Additionally we must make the best use of the industrial waste, so it becomes easy to obtain the understanding of surrounding habitants.

As information transmission, there is great difference of recognition between local government and residents. So it becomes indispensable to exchange information among residents, local government, and universities.

Key words: industrial waste, illegal disposal, intermediate treatment facilities, questionnaire survey, transaction plan

1. ま え が き

青森・岩手県境の産業廃棄物における不法投棄は、青森県および岩手県で、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づいて期限内完了をめざして、平成15年から24年度までの10年間で全量撤去・処理を実施する予定である。青森県側では、不法投棄現場から約70kmの距離にあるB市の廃棄物処理業者と40kmの距離にあるC市のセメント会社の既存の施設で処理されている。岩手県側ではセメント会社を中心として、岩手県内の受け入れ可能な4施設で処理されている。

本論文では、青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄現場周辺地域であるA町住民および処理施設のあるB市、C市住民の意識調査を行っている。その結果から、アンケート時点での状況がどのようにとらえられているかを分析している。

2. 概要および処理の現状

2.1 アンケートまでの概要

表1にアンケート前後の青森県の説明会と、処理施設での状況を示す。A町のアンケート調査は、B市の施設での受入が発表され近隣住民への説明会が行われ始めた頃に行った。B市のアンケート調査は、施設への搬入が始まって約8ヶ月後頃に行った。C市のアンケート調査は施設での受入が発表され近隣住民への説明会が行われその後、搬入が始まって約1ヶ月後頃に行った。

2.2 処理の現状

A町の不法投棄現場では水分低下などの処理後に搬出および浸出水の処理や遮水壁の工事が行われている。B市の処理施設では搬入された廃棄物を減量・無害化するためにガス化溶融炉処理をしている。C市のセメント会社では搬入された廃棄物をセメントキルンで焼成し、セメント原料としている。

3. 処分地周辺地域でのアンケート

3.1 調査概要

不法投棄現場のあるA町住民を対象に不法投棄されたことについての意識調査を行った。意識調査は役場民生課の協力を得て、全世帯2,286件に対して郵送により行った。回収数は422件で、回収率は18.5%であった。調査項目は大別して「不法投棄についての関心」、「不法投

平成19年1月5日受理

* 循環型社会技術システム研究センター・研究員

** 建築工学専攻・大学院生

*** 異分野融合科学研究所・助教授

**** 異分野融合科学研究所・教授

***** 土木工学専攻・教授

***** 機械システム工学専攻・教授

表1 アンケート前後の青森県の説明会と処理施設での状況

項目	平成15年	平成16年		平成17年	
	9	3	9	3	9
青森県が全量撤去を基本とする原状回復方針を表明	● H15.8				
B市処理施設周辺 説明会			H16.7 ● →		
A町アンケート			H16.10.6~10.22 ←		
B市処理施設 処分試行(5日間)			H16.11 ●		
B市処理施設 処分開始			H16.12 ● →		
C市処理施設周辺 説明会				H17.4~ ●	
C市処理施設 処分試行(2日間)				H17.4 ●	
C市処理施設 処分開始				H17.5~ ● →	
C市アンケート				H17.7.12~8.31 ←	
B市アンケート				H17.7.21~8.31 ←	

棄の影響についての認識」,「これまでの自治体の対応・対策についての評価,および農産物対策についての評価」の3点である。その結果の一部を以下に述べる。

3.2 不法投棄の影響についての認識

設問「不法投棄の影響として何が気になりますか。」として質問した結果を図1に示す。「土壌や水質」が80%,「地域のイメージ」が68%,「販売する農産物や食品」が64%,「自分自身や家族の健康」が49%となっている。

また,設問「影響がどの程度気になりますか」として尋ねた結果,「大変気になる」と「少し気になる」あわせて92%に達している。

3.3 これまでの自治体の対応・対策についての評価

設問「これまでの青森県の対策・対応をどのように評価しますか。」として尋ねた結果「不満」と答えた方が45%であり,不満の理由は,情報公開40%,処理対策54%,住民の意見の尊重60%であった。

3.4 まとめ

不法投棄されたA町において,その影響について「土壌や水質」,「地域のイメージ」,「販売する農産物や食品」,「自分自身や家族の健康」の影響を不安に思っている。多くの人がその影響を気にしている。また,これまでの県の対策・対応について回答者の約半数が不満である。不満の理由として「住民の意見の尊重」の不足があげられていた。これは自由記述においても同様の傾向が見られ,意見の約半数が自治体に対する不満や批判を記述していた。その中心となるのは自治体の対応の遅れや情報の伝達についてが,あげられていた。これらのことから,住民との対話や,不安をなくす情報公開を積極的に進めていくことの必要性を示している。

自由記述においては,それら自治体に対する批判も見

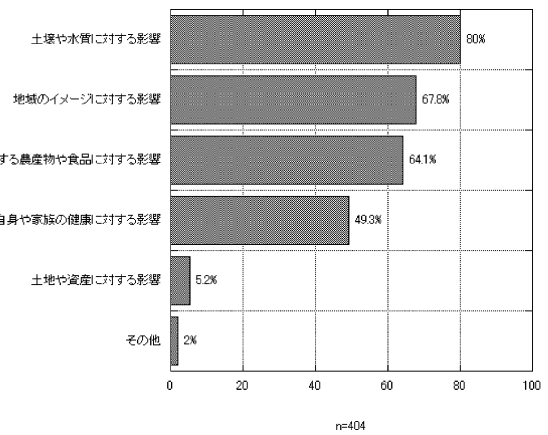


図1 A町どのような影響があるかの構成(複数回答3つまで)

られるが「一部の心ない人のために県の財政を使って処理しなければいけない事は残念な事だと思います。行政の方々は大変なお仕事だと思いますがどうかA町のために頑張って良いA町にして行ってくださいお願いします。」「とにかく,この事にたずさわる皆様(職員他)には,骨身のおれることではと思いますが,がんばって頂きたい。」など,不法投棄事件に対する対応をしている関係者に対しての励ましが見られる。このことから,住民との対話や,情報公開が行われていたものと思われる。

4. 処理施設周辺地域でのアンケート

4.1 調査概要

不法投棄現場から搬出した産業廃棄物を処理している施設が立地するB市(人口約30万人,世帯数約13万世帯)及び,C市(人口約25万人,世帯数約10万世帯)の両地域の住民の意識調査を行った。調査対象は,B市及びC市の全域の住民に対し,電話帳から系統抽出によりそれぞれ約1,200件を選び出しアンケート調査票を郵送

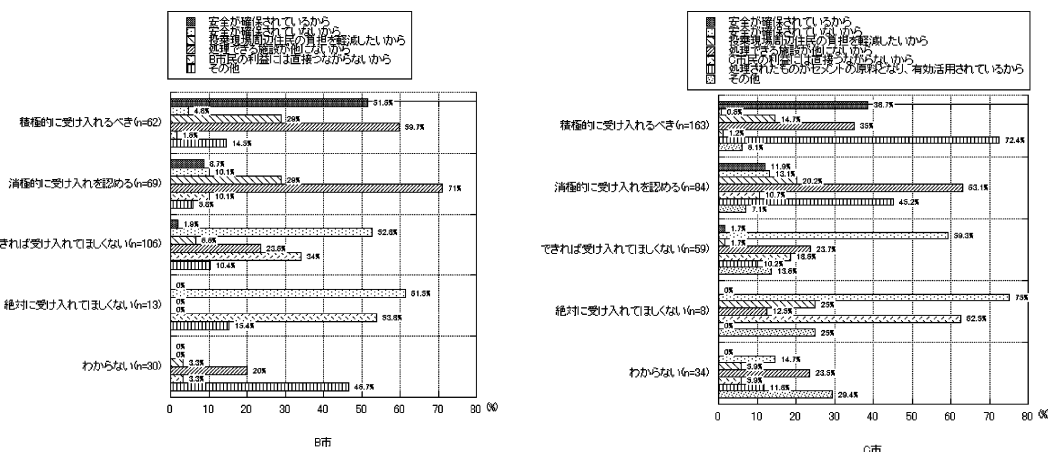


図2 B市およびC市居住している地域内への受け入れ賛否の理由の構成（複数回答）

で送付した。B市の調査は、回収281件、回収率24.2%である。C市の調査は、回収349件、回収率30.3%である。調査項目は大別して「回答者の自身について」、「不法投棄についての関心」、「不法投棄産業廃棄物の処理の影響」、「これまでの自治体や処理施設の対策・対応への評価」の4点である。その結果の一部を以下に述べる。

4.2 県境不法投棄に関する関心

(1) 居住している地域内での処理の認知

設問「県境不法投棄の産業廃棄物をB市（あるいはC市）で処理をしていることを知っていますか。」として質問した結果、B市（あるいはC市）の処理施設において不法投棄された産業廃棄物が処理されていることを知っている人はB市では74%、C市では85%であった。

住民が自分の居住している地域内で他地域の産業廃棄物の処理を行っていることを認知している割合はB市、C市ともに高い。

(2) 居住地域への受け入れ

設問「県境不法投棄の産業廃棄物をB市（あるいはC市）で受け入れ、処理をしていることをどう思いますか。」として質問した結果、B市では「積極的に受け入れるべき」、「消極的に受け入れを認める」の受け入れを容認する回答をあわせて47%であり、C市ではあわせて70%に達している。B市とC市では、住民の処理に対する理解はともに高く、とくにC市では多数を占めている。

受け入れ賛否の理由を尋ねた結果を図2に示す。B市では「積極的に受け入れるべき」理由として主なものは、「安全が確保されているから」32件、「処理できる施設が他にないから」37件、「投棄現場周辺住民の負担軽減」18件であった。「消極的に受け入れを認める」理由として、「処理できる施設が他にないから」49件、「投棄現場周辺住民の負担軽減」20件があげられる。

C市では「積極的に受け入れるべき」理由として主なものは、「産業廃棄物の有効活用」118件、「安全が確保され

ている」63件、「処理できる施設が他にないから」57件であった。「消極的に受け入れを認める」理由として、「処理できる施設が他にないから」53件、「産業廃棄物の有効活用」38件、「投棄現場周辺住民の負担軽減」17件、「安全が確保されているから」10件があげられる。

B市、C市ともに、産業廃棄物受け入れの理由として、「処理できる施設が他にないから」を、多数の住民があげている。このことは、産業廃棄物処理のためには既存の施設の利用は避けられないと住民が理解していると思われ、A町での自由記述と同様に処理対策の関係者への理解が伺える。

4.3 不法投棄産業廃棄物の処理の影響

設問「どのような影響があると思いますか」として質問した結果を図3に示す。B市では「影響がない」と回答した住民は16%である。他方、影響があるとの回答は「大気」に対する影響が56%で最大であり、「健康」、「販売する農産物や食品」、「地域のイメージ」に対する影響への回答はそれぞれ40%程度である。

C市では「影響がない」と回答した住民は36%である。他方、影響があるとの回答は「大気」に対する影響が47%で最大であり、「健康」、「販売する農産物や食品」、「地域のイメージ」に対する影響への回答はそれぞれ20%程度である。

また、B市、C市ともに「大気」に対する影響が有ると思う住民の割合が高く、「健康」、「販売する農産物や食品」、「地域のイメージ」への影響を懸念している住民も多い。このことは、処理方法がガス化熔融やセメントの焼成など大気汚染物質の排出がイメージされている事を示している。

設問「影響がどの程度気になりますか」として質問した結果、B市では「大変気になる」、「少し気になる」の影響を気にしている住民はあわせて78%である。C市では「大変気になる」、「少し気になる」の影響を気にして

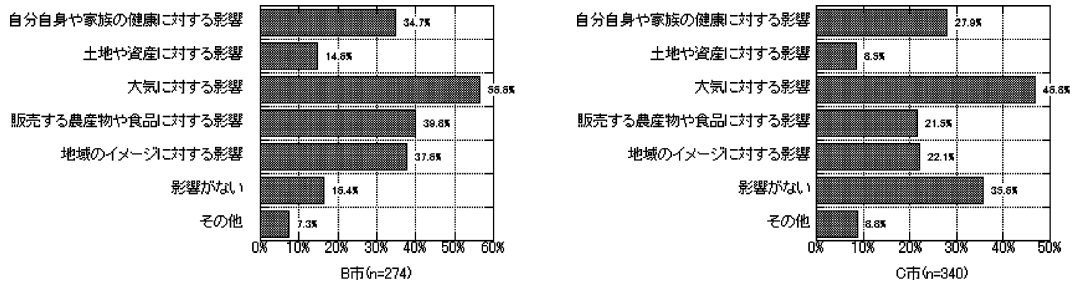


図3 B市およびC市市のような影響があるかの構成 (複数回答3つまで)

いる住民はあわせて62%である。

B市,C市ともに半数以上が、いずれかの影響を気にしている。今後とも、住民の不安をなくす対応をする必要がある。

4.4 これまでの自治体・処理施設の対策・対応に対する評価

設問「これまでの青森県の対策・対応をどのように評価しますか。」として尋ねた結果「不満」と答えて方がB市では58%,C市では43%であり、その理由は、B市およびC市ともに多いのは、「情報公開」、「処理対策」、「住民の意見の尊重」の順であった。処理対策に対する不満が3~4割あるがその倍以上にコミュニケーションの取り方への不満が出ており、対応の難しさが伺われる。

4.5 まとめ

B市,C市ともに県境の産業廃棄物の不法投棄に対する関心が高く、搬入された廃棄物を居住地域内で処理を行っていることを認知している割合も高い。

また、「大気」、「健康」、「販売する農産物や食品」、「地域のイメージ」への影響を懸念している住民も多く、半数以上の住民がいずれかの影響を気にしている。このことから、住民の不安をなくす情報公開をさらに積極的に進めていくことの必要性を示している。

産業廃棄物受入れの理由として、「処理できる施設が他にないから」を多数の住民があげている。このことは、産業廃棄物処理のためには既存の施設の利用は避けられないと住民が認識していることがうかがわれる。

この調査において大量の不法投棄産業廃棄物が見過ごされたことが大きな問題であるが、その対策のために真剣に取り組む処理を具体化していることを多くの住民の方々が理解していることを明らかにできたと考えている。

5. あとがき

今回の調査の結果から、処分地周辺地域の住民意識調

査からは、住民との対話や、不安をなくす対策や情報公開を積極的に進めていくことのある事が明らかになった。

処理施設のある地域の住民意識調査からは処理を受け入れる住民は多いものの、処分地周辺地域と同じように、住民の不安をなくす対策や情報公開等をさらに積極的に進めていく必要がある事、また、産業廃棄物の有効活用(資源としての利用)をできる場合の方が受け入れられやすい事が明らかになった。

特に、自治体と住民の間で、情報の伝達の度合いや内容についての認識に差異があると思われるので、今後コミュニケーションを今まで以上に行い、住民、自治体、大学などの十分な情報交換が必要である。

謝辞：本研究は「文部科学省ハイテク・リサーチ・センター整備事業(平成15年度~平成19年度)」により行われたものである。

アンケートに協力いただいた方々に深く感謝いたします。

文 献

- 1) 大津正道, 岩村 満, 小野 陽, 熊谷浩二, 岡村隆成, 福士憲一, 矢澤一樹: 青森・岩手県境の産廃の不法投棄に関する住民意識調査, 第16回廃棄物学会研究発表会講演論文集, (2005)
- 2) 矢澤一樹, 大津正道, 岩村 満: 青森・岩手県境の不法投棄産業廃棄物の処理に関する住民意識調査, 日本リスク研究学会第18回研究発表会講演論文集第18巻, (2005)
- 3) 矢澤一樹, 櫻井孝徳, 熊谷浩二, 滝田 貢: 産業廃棄物の処理施設に対する住民意識調査, 日本建築学会東北支部研究報告集, 第69号計画系, pp.99-102 (2006)
- 4) 青森県県境再生対策室ホームページ (<http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/>)
- 5) 日本リスク研究学会編, (株)TBSブリタニカ発行: リスク学事典, (2000)
- 6) 日本リスク研究学会: 日本リスク研究学会第18回春期講演シンポジウム演論予稿集「廃棄物処理と住民参加型リスクマネジメント」, (2005)
- 7) 岩手県資源循環政策研究会: 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件, 第一法規株式会社発行, (2003)